特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
21	母子保健に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
伊東市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
伊東市長

公表日
令和4年12月8日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定により実施する下記の業務において、特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①　母子保健法第10条の保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②　母子保健法第11条の新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③　母子保健法第12条第1項の健康診査の実施又は同法第13条の健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ④　母子保健法第15条の妊娠の届出の受理又は届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤　母子保健法第16条第1項の母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥　母子保健法第17条第1項の妊産婦の訪問指導の実施又は診療を受けることの勧奨に関する事務 ⑦　母子保健法第18条の低体重児の届出の受理又は届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑧　母子保健法第19条第1項の未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑨　母子保健法第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に関する費用の支給に関する事務 ⑩　母子保健法第21条の4第1項の費用の徴収に関する事務 ⑪　母子保健法第22条第2項の母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名
母子保健ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一の49の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第40条 伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例　第4条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 26、56の2、69の2、87の項 （別表第二における情報照会の根拠） 69の2、70の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠）第19条、第30条及び第44条 （情報照会の根拠）第38条の3及び第39条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部　子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊東市役所　健康福祉部　子育て支援課 〒414－8555　静岡県伊東市大原二丁目1番1号　　電話0557－32－1582

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊東市役所　総務部　庶務課 〒414－8555　静岡県伊東市大原二丁目1番1号　　電話0557－32－1234

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月29日	Ⅰ－3　個人番号の利用法令上の根拠	（追加）	伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例　第4条	事後	
平成28年7月29日	Ⅰ－5　評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部　健康医療課	健康福祉部　子育て支援課	事後	
平成28年7月29日	Ⅰ－5　評価実施機関における担当部署 ②所属長	次長兼健康医療課長　下田　信吾	子育て支援課長　相澤　和夫	事後	
平成28年7月29日	Ⅰ－7　特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	伊東市役所　健康福祉部　健康医療課	伊東市役所　健康福祉部　子育て支援課	事後	
令和1年6月26日	Ⅰ－5　評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長　相澤　和夫	子育て支援課長	事後	様式の変更に伴う修正
令和1年6月26日	Ⅳ　リスク対策	（追加）	（項目を追加）	事後	様式の変更に伴う修正
令和1年6月26日	Ⅱ－1　対象人数 いつ時点の計数か	平成27年10月31日時点	平成31年1月31日時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅱ－2　取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年10月31日時点	平成31年1月31日時点	事後	
令和2年1月22日	Ⅰ－1　特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	（追加）	⑪　母子保健法第22条第1項の母子保健センターが行う同条第2項第2号から第5号までに掲げる事業の実施に関する事務	事前	母子保健法の改正に伴う修正
令和2年1月22日	Ⅰ－3　個人番号の利用法令上の根拠	（追加）	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 26、56の2、69の2、87の項 （別表第二における情報照会の根拠） 69の2、70の項	事前	番号法の改正に伴う修正
令和2年7月14日	Ⅱ－1　対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年7月14日	Ⅱ－2　取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月17日	Ⅰ-1-② 事務の概要	⑪ 母子保健法第22条第1項の母子保健センターが行う同条第2項第2号から第5号までに掲げる事業の実施に関する事務	⑪ 母子保健法第22条第1項の母子健康包括支援センターが行う同条第2項第2号から第5号までに掲げる事業の実施に関する事務	事後	
令和3年9月17日	Ⅰ-1-③ システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、番号連携サーバー	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	事後	
令和3年9月17日	Ⅰ-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 26、56の2、69の2、87の項 （別表第二における情報照会の根拠） 69の2、70の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠）第19条、第30条及び第44条 （情報照会の根拠）第39条	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 26、56の2、69の2、87の項 （別表第二における情報照会の根拠） 69の2、70の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠）第19条、第30条及び第44条 （情報照会の根拠）第38条の3及び第39条	事後	
令和3年9月17日	Ⅰ－7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	伊東市役所 健康福祉部 子育て支援課 〒414－8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話0557－32－1581	伊東市役所 健康福祉部 子育て支援課 〒414－8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話0557－32－1582	事後	
令和4年12月8日	Ⅰ-1-② 事務の概要	⑥ 母子保健法第17条第1項の妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務	⑥ 母子保健法第17条第1項の妊産婦の訪問指導の実施又は診療を受けることの勧奨に関する事務	事後	
令和4年12月8日	Ⅰ-1-② 事務の概要	⑪ 母子保健法第22条第1項の母子健康包括支援センターが行う同条第2項第2号から第5号までに掲げる事業の実施に関する事務	⑪ 母子保健法第22条第2項の母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務	事後	
令和4年12月8日	Ⅰ-3 法令上の根拠	伊東市行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条	伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明